

公共下水道へ排除する場合の水質基準

工場・事業場から悪質な下水がそのまま排除されますと、下水管の損傷や閉塞、周囲への悪臭被害を引き起こす場合があります。そして、下水の処理施設の機能に悪影響を及ぼすことになり、河川の水質悪化につながります。以下の表は公共下水道に排除する下水の水質基準を示したもので、次のように規制されています。

色分けの意味について

- ・ 及び () 内は、直罰基準(排除制限基準)を示しており、この基準を超える下水を排除することはできません。排除した場合は直ちに処罰されることがあります。また、基準を超えるおそれがある場合でも、汚水の処理の方法等の改善又は下水道への排除の停止を命じられることがあります。
- ・ 内は、除害施設設置基準を示しています。この基準を超える下水は、除害施設の設置又は必要な措置を講じたうえで排除しなければなりません。基準を超えた場合は、下水の水質の改善又は下水道への排除の一時停止を命じられることがあります。

環 境 項 目 等 (15項目)							
区 分		㊦特定施設のある事業場				㊧その他の事業場	
項目	排水量(m ³ /日)	50 未満	50～ 200以下	201～ 1000以下	1000を 超えるもの	200以下	200を 超えるもの
	温 度		45未満				
水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)		5を超えるもの		5を超え 9未満	5を超え 9未満	5を超えるもの	5を超え 9未満
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)		3000以下		600未満	600未満	3000以下	600未満
浮 遊 物 質 量 (S S)		3000以下		600未満	600未満	3000以下	600未満
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉍 油 類	5以下			5以下	5以下	
	動植物油脂類	30以下			30以下	30以下	
窒 素 含 有 量		1200以下		240未満	240未満	1200以下	240未満
燐 含 有 量		160以下		32未満	32未満	160以下	32未満
沃 素 消 費 量		220未満					220未満
フ ェ ノ ール 類		1以下	1以下			1以下	
銅 及 び そ の 化 合 物		3以下	3以下			3以下	
亜 鉛 及 び そ の 化 合 物		2以下	2以下			2以下	
鉄 及 び そ の 化 合 物 (溶 解 性)		10以下	10以下			10以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)		10以下	10以下			10以下	
クロム及びその化合物		2以下	2以下			2以下	
ニ ッ ケ ル 含 有 量		2以下				2以下	

有害物質 (28項目)						
項目	排水量(㎥/日)	㊦特定施設のある事業場			㊧その他の事業場	
		500未満	500～ 2000未満	2000以上	200以下	200を 超えるもの
カドミウム及びその化合物		0.03以下			0.03以下	
シアン化合物		0.5以下 (1以下)	0.5以下 (0.8以下)	0.5以下	0.5以下	
有機燐化合物		0.5以下 (1以下)	0.5以下 (0.8以下)	0.5以下	0.5以下	
鉛及びその化合物		0.1以下			0.1以下	
六価クロム化合物*		0.2以下			0.2以下	
砒素及びその化合物		0.1以下			0.1以下	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		0.005以下			0.005以下	
アルキル水銀化合物		検出されないこと			検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル		0.003以下			0.003以下	
トリクロロエチレン		0.1以下			0.1以下	
テトラクロロエチレン		0.1以下			0.1以下	
ジクロロメタン		0.2以下			0.2以下	
四塩化炭素		0.02以下			0.02以下	
1, 2 - ジクロロエタン		0.04以下			0.04以下	
1, 1 - ジクロロエチレン		1以下			1以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4以下			0.4以下	
1, 1, 1 - トリクロロエタン		3以下			3以下	
1, 1, 2 - トリクロロエタン		0.06以下			0.06以下	
1, 3 - ジクロロプロペン		0.02以下			0.02以下	
チウラム		0.06以下			0.06以下	
シマジン		0.03以下			0.03以下	
チオベンカルブ		0.2以下			0.2以下	
ベンゼン		0.1以下			0.1以下	
セレン及びその化合物		0.1以下			0.1以下	
ほう素及びその化合物		10以下			10以下	
ふっ素及びその化合物		8以下			8以下	
1, 4 - ジオキサン		0.5以下			0.5以下	
ダイオキシン類		10以下(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設設置者)			10以下	
		10以下(水質汚濁防止法特定施設設置者)				

注1 直罰基準のうち、ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設の設置者に適用され、それ以外の排除制限項目は、水質汚濁防止法に定める特定施設の設置者に適用されます。

2 ダイオキシン類の [] 内の基準は、下水道終末処理場からの放流水が、ダイオキシン類の規制を受けている場合に限り適用されます。

3 単位は、温度、水素イオン濃度、ダイオキシン類以外の項目はmg/Lです。温度は℃、ダイオキシン類はpg-TEQ/Lです。

4 昭和50年11月1日以降に新設された特定事業場に係る「シアン化合物」、「有機燐化合物」の基準は、それぞれ排水量2,000㎥/日以上の数値が排除制限基準として適用されます。

※ 特定施設を設置している事業場(令和6年3月31日以前から設置しているもの(設置工事中を含む)に限る)及び特定施設を設置していない事業場(令和6年3月31日以前から公共下水道を使用しているものに限る)の「六価クロム化合物」の基準は、令和6年9月30日まで、0.25mg/L以下となります。